

令和5年度「高等教育機関における共同講座創造支援事業費補助金」に係る補助事業者募集要領

令和6年1月24日

経済産業省
経済産業政策局産業人材課
産業技術環境局大学連携推進室

経済産業省では、令和5年度「高等教育機関における共同講座創造支援事業費補助金」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大36ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することができます。現在停止中の事業者は以下URLにて公表されています。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。

⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

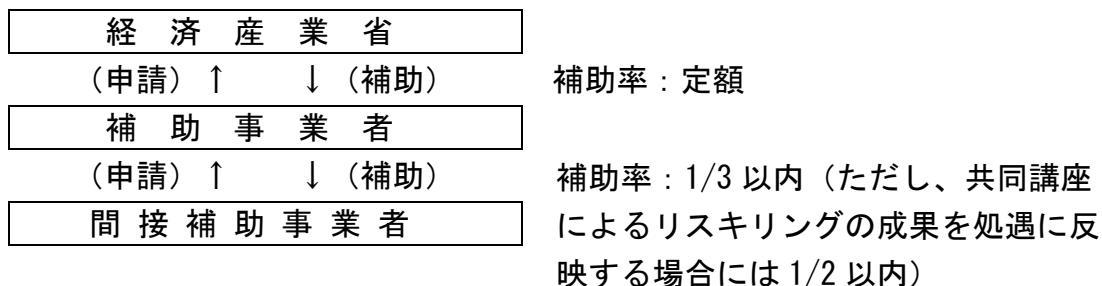
1－1. 事業目的

我が国の企業の持続的な成長やデジタル、グリーン等の急激な産業構造の変化への対応のためには、高度な専門性を有する人材の育成が急務となります。特に、産業界が必要としながら必ずしも十分に人材が輩出されていない分野に係る高度専門人材等の育成は重要です。

そこで、本事業では、企業等（以下「間接補助事業者」という。）が、大学や高等専門学校等の高等教育機関において人材育成に係る講座やコース・学科等（以下「共同講座」という。）を設置し運営することを目的として費用を支出する際に、当該費用の一部を補助します。それにより、当該分野に関する人材育成を進め、産業界のニーズに即した人材の育成の加速化を図ります。

本事業は、間接補助事業者が高等教育機関において、特定の分野に係る高度専門人材等を育成するための共同講座を設置し運営することを目的として行う事業（以下「間接補助事業」という。）に要する費用に対して、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が間接補助事業者の負担を軽減するため、当該費用の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）等に要する経費を補助するものです。

1－2. 事業スキーム



1－3. 事業内容

(1) 間接補助事業者による高等教育機関における人材育成に係る共同講座の設置を支援することにより、産業界のニーズに即した人材育成の加速化を図るための補助等を行うための事務局として、本事業の円滑な実施のために以下の業務を行います。

- 一 本事業の広報・普及（企業・高等教育機関等への周知含む）
- 二 間接補助事業者の公募事務（公募要領の作成に当たっては、別添を参照いただき、経済産業省と協議の上決定すること）
- 三 間接補助事業者選定のための審査会の開催、審査委員の選定・委嘱
- 四 間接補助事業者決定に係る業務（交付申請書の受理、交付決定通知書の発出等）
- 五 間接補助事業者の事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続
- 六 間接補助事業者等を対象とした連絡会議の開催（開催場所、規模等は経済産業省と相談して決定すること）
- 七 間接補助事業者の開拓

- 八 採択した共同講座の事例の整理等
- 九 採択した共同講座に係るフォローアップ調査等
- 十 本事業に関する問い合わせ、意見等への対応その他の事業管理に必要となる事項についての対応
- 十一 その他高等教育機関における人材育成に係る共同講座の運用又は促進のために必要となる事項

(2) 上記(1)の事業実施に当たり、補助金申請システム「Jグランツ」を使用し、電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等の業務を行うものとする。

1－4. 事業実施期間

交付決定日～令和6年3月31日

※なお、必要に応じて財政当局に対し予算の繰越手続を行う予定です。

1－5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤政府からのE B P Mに関する協力要請に応じること。

【2. 補助金交付の要件】

2－1. 採択予定件数：1件

2－2. 補助率・補助額

定額補助（10／10）とし、本事業を遂行するために必要となる予算額は高等教育機関における共同講座創造支援事業費補助金を越えない範囲で決定され、349,999千円（うちⅡ業務管理費、Ⅲ業務管理費（委託・外注費）の合計金額は50,000千円未満（税込み））を上限とします。補助対象経費の区分は【7－1】の表のとおりとします。また、補助対象経費のうち業務管理費は可能な限り合理化するこ

とに努めるものとします。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

3-3. 実施体制の把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、交付申請時及び事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、補助事業の一部を第三者に委託している場合については、契約先の事業者（ただし、税込み 100 万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、業務の範囲、及び本事業における委託・外注费率を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、交付決定時及び確定検査の際に確認する資料とします。

「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」に係る事業者の掲載は不要です。

第三者の委託先からさらに委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み 100 万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください。

【実施体制資料の記載例】

実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額（実績報告書の場合は実績額）、契約内容（業務の範囲）、及び本事業における委託・外注費率がわかる資料であれば様式は問いません。

本事業における委託・外注費率

委託・外注費（注）の契約金額（申請時は見込み、実績報告書時は実績）の総額÷業務管理費における補助金申請額（補助金充当額（実績額））の総額×100により算出した率

（注）「委託・外注費」：補助事業事務処理マニュアル上の「Ⅰ. 経理処理のてびき」<主な対象経費項目及びその定義>に記載の経費項目である「Ⅱ事業費（※）（印刷製本費やその他諸経費（修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など）など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。）、Ⅲ委託・外注費」に計上される総額経費

※「Ⅱ事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

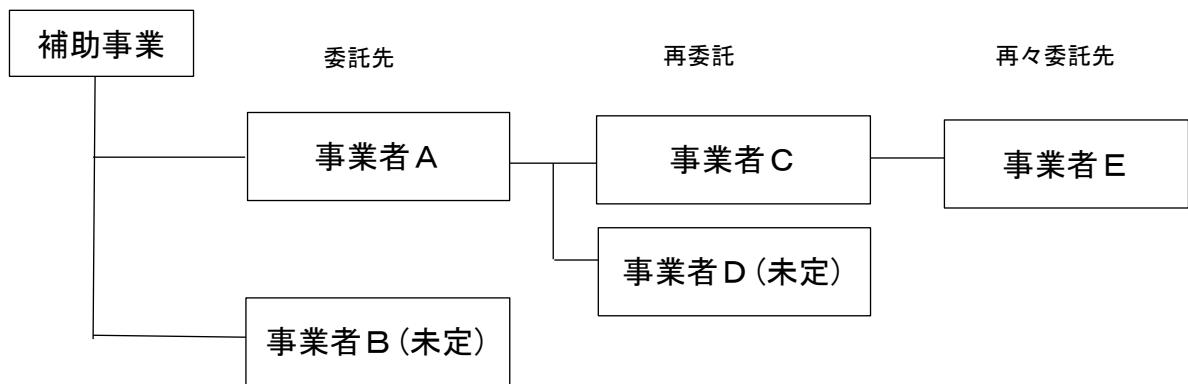
（注）委託・外注費の契約金額は、補助金申請額（見込み）又は補助金充当額（実績額）における金額を合わせること。（税込み100万円未満の取引も算入する。）

%

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
事業者A	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B未定	外注先	"	"	"
事業者C	再委託先（事業者Aの委託先	"	"	"
事業者D未定	再委託先（事業者Aの委託先	"	"	"
事業者E	再々委託先（事業者Cの委託先	"	"	"

実施体制図



なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和6年1月24日（水）

締切日：令和6年2月22日（木）12時必着

※Jグランツを利用する場合、締め切り日の12時までに申請を実施したもの。

※電子メールの場合、締め切り日の12時までに到着が確認できたもの。

※郵送の場合、締め切り日の12時必着

4-2. 説明会の開催

以下日時に「Teams」を用いて行うので、【10. 問い合わせ先】に連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名、電話番号、E-mail アドレス）を令和6年1月30日（火）12時00分までに登録すること。（事前にテスト連絡をする場合がある。）「Teams」が利用できない場合は、概要を共有するので、その旨を連絡するとともに連絡先を登録すること。

令和6年1月31日（水）13時00分

4-3. 応募書類

- ① 補助金申請システム「Jグランツ」で応募を受け付けます。Jグランツでは、本申請を受け付けるとともに、Jグランツで行われた申請等に対しては原則として、Jグランツで通知等を行います。Jグランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。GビズIDが取得できない場合は、郵送又は電子メールで申請してください。
※Jグランツでの提出方法等の詳細はJグランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/>

- ② 電子メールの場合には、以下の書類を「bzl-kyodokoza-sozosien@meti.go.jp」宛に送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「令和5年度高等教育機関における共同講座創造支援事業費補助金申請書」としてください。
- 郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「令和5年度高等教育機関における共同講座創造支援事業費補助金申請書」と記載してください。
- ・申請書（様式1）<1部>
 - ・提案書（様式2）<1部>
 - ・採択審査を行う上での必要書類<1部>
(会社概要（パンフレットなど）、直近の財務諸表など)
- ③ 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。
- なお、応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、当初採択された申請者の提案内容に実質的な変更（業務管理費の10%以上の増額等）がある場合には、改めて第三者委員会において審査することとなります。第三者委員会での再審査の結果、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

4-4. 応募書類の提出先

応募書類はJグランツ、電子メール又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

<Jグランツの場合>

Jグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

<電子メールの場合>

「bzl-kyodokoza-sozosien@meti.go.jp」宛

メールの件名（題名）を必ず「令和5年度高等教育機関における共同講座創造支援事業費補助金申請書」としてください。

<郵送等の場合>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 経済産業政策局 産業人材課

「令和5年度高等教育機関における共同講座創造支援事業費補助金」担当あて

- ※ J グランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）は、システム利用に必要な G ビズ I D の取得ができません。
- ※ 持参及び F A X による提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。
- ※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

【5. 審査・採択】

5－1. 審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

5－2. 審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①、②、③、⑪、⑫を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 「1. 事業概要」の「1－5. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業規模及び継続性は妥当か。
- ⑦ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑧ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑨ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑪ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分（以下）について、委託・外注を行っていないか。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・間接補助事業内容の決定（交付規程の作成、審査基準の策定、実施手段・方法、採択のための審査委員の選定、委嘱、交付対象者、スケジュール、実施体制）

- ・間接補助事業者の交付決定、額の確定等の交付規程で定める事務局が行うべき通知及び承認・委託・外注先の業務執行管理（委託・外注内容の決定、進捗状況の管理、成果及び結果のとりまとめ）
 - ・報告書（構成及び作成、委託・外注先の内容とりまとめ）
 - ・その他、執行管理業務と想定する業務
- ⑫ 業務管理費に対する委託・外注費の額の合計の割合が50%を超えていないか。超えている場合は、相当な理由があるか（「委託・外注費の額の割合が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ⑬ 賃上げの取組をしているか。
- 以下のうち、いずれかの賃金引上げ計画の表明書等を提出すること。基準を満たす場合、加点対象となります。
- ・令和5年以降に開始する申請者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - ・令和5年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ※中小企業等においては、「給与総額とする。」
- ⑭ ワーク・ライフ・バランスの取組をしているか。
- 以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出すること。基準を満たす場合、加点措置となります。
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
 - ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
 - ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

5－3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、事業内容（委託・外注を含む）・構成（履行体制）、事業規模、金額（委託・外注費を含む）などを経産省でも確認の上、見直しを指示する可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあります。が、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 高等教育機関における共同講座創造支援事業費	共同講座を設置し運営する間接補助事業者が必要とする、消耗品費（材料費等）、備品費、システム費、外注・委託費、その他事業を行うために特に必要と認められる諸経費
II. 業務管理費	人件費、旅費、会議費、謝金、備品費（借料及び賃料、システム維持料、通信費、電算機賃借料、回線使用料等）、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、一般管理費、その他諸経費（業務管理を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの）
III. 業務管理費 (委託・外注費)	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費（ほかの経費項目に含まれるものを除く。）

※間接補助事業者への支払は、事業実施期間内に行う必要があります。

※委託、外注を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は認められません。経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者等を選定してください。

※業務管理費の経費区分のうち、委託・外注費については、他の経費と区分を分けてください。

※事務局業務において委託・外注に区分される主な業務は次のとおり。

- ・審査委員会の運営
- ・事業者サポート（説明会、マニュアル、申請サポートセンター、コールセンター）
- ・システム調達（業務関連システム、広報関連システムの構築、保守）
- ・支払業務（振込業務、交付通知）
- ・調査・分析
- ・広報業務（広告制作）
- ・アドバイザリー業務（法律・会計関連）
- ・その他事務局業務に要する委託・外注

※業務管理費において一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「12. 一般管理費に関する経理処理」に記載の10%又は計算式によって算出された率いずれか低い率とします。また、一般管理費の経理処理の実施方法についても同マニュアルに沿って実施してください。

補助事業事務処理マニュアル：

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

※業務管理費にかかる一般管理費を計上する場合は、交付申請時に計算書類及び計算の根拠を確認できる資料（決算書の損益計算書等）を提出してください。なお、委託費・外注費を一般管理費の対象経費とはできません。

7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【9. その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。
- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ^{*1}の取組を政府として推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）についても、ジービズインフォ^{*2}に原則掲載されることとなります。そのため、補助事業者（執行団体等）は、間接補助事業者に対して補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報がジービズインフォにおいてオープンデータとして公表される旨の周知を行ってください。
なお、ジービズインフォへの掲載に当たり、経済産業省より補助事業者（執行団体等）に対して交付決定等に関する情報の提供を求めることになるため、補助事業者（執行団体等）はその指示に従わなければなりません。

(※1) オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

(※2) ジービズインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>

④EBPM^{※1}の取組を政府として推進すべく、補助事業者（執行団体等）が行う間接補助事業者への補助金の公募に際しては、申請書等の提出時に、原則、法人番号の記載を求めるようにしてください（法人番号が指定されていない者を除く）。また、公募に際しては、申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、補助事業者（執行団体等）又は経済産業省における審査、管理、確定、精算、効果的な政策立案や、政策の効果検証といった特定の目的のためにのみ利用する旨、及び上記を前提として申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなす旨明記してください。

(※1) EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

⑤規制改革推進会議行政手続部会の取りまとめ及び総理指示を踏まえ、当省の行政手続コスト（事業者の作業時間）削減にかかる「基本計画」^{※1}における取組を進めるため、特に公募、交付決定時の手続コスト削減に努めてください。

(※1) 経済産業省の基本計画

掲載アドレス：

https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/gyouseicost/release.html

⑥経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者は、補助金交付等停止期間中は補助金を交付できないため、間接補助事業者を公募する際に、公募要領などの応募資格にその旨を記載してください。

記載例：経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金

交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）、そのために必要な措置を講じてください。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

⑦間接補助事業者を公募する際、公募要領などに事業の実施体制を把握する旨を記載してください。

記載例：事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

⑧補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続き（各種報告、財産処分承認申請等）が発生する場合には、補助事業者（執行団体等）の責任及び負担により実施することになります。

⑨間接補助事業者における補助対象経費計上の消費税額の除外については、7-3。

（※）記載と同様に行ってください。

（※）再掲：7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税等が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求ることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続き回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
 - ②免税事業者である補助事業者
 - ③簡易課税事業者である補助事業者
 - ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
 - ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
 - ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者
- ⑩提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- 原則開示とする書類
- ・「委託・外注費の額の割合が50%を超える理由書」（様式3）
 - ・補助事業者から提出される「実績報告書」
- ※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は当該部分を別紙として作成してください。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲について経済産業省と調整を経て決定することとします。
- ⑪補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

【10. 問い合わせ先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 経済産業政策局 産業人材課 担当：大形、西村、石森
経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進室 担当：金岡、土屋
E-mail : bz1-kyodokoza-sozosien@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「（質問）高等教育機関における共同講座創造支援事業費補助金」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

間接補助事業の概要

※下記の内容は現時点のものであり、今後、変更される可能性があります。

1 事業概要

本事業では、間接補助事業者が、大学や高等専門学校等の高等教育機関において、特定の分野に係る高度専門人材等を育成するために共同講座を設置・運営する事業に要する費用の一部を補助することで、間接補助事業者内の人材のリスクリミングや、当該分野の学生等の輩出を実現し、産業界のニーズに即した人材の育成の加速化を図ります。

また、従業員の共同講座への能動的な参加・学習・行動変容等を強力に推進するため、共同講座によるリスクリミングの成果等を評価し、当該従業員の処遇に反映する取組について、通常より高い補助率を適用します。

2 類型・補助率・補助上限額

【通常枠】

概要：共同講座を設置・運営する取組

補助率：1/3 以内

補助上限額：3,000 万円（税抜）/事業

【処遇反映枠】

概要：共同講座の設置・運営に加えて、共同講座によるリスクリミングの成果等を処遇へ反映する取組

補助率：1/2 以内

補助上限額：3,000 万円（税抜）/事業

3 補助対象事業

補助対象事業の主要な要件は以下を想定しており、別途公募要領にて具体的な要件を定めるものとします。

(通常枠・処遇反映枠共通の基本要件)

以下の要件をすべて満たすこと。

- ① 共同講座の設置の目的として、「人材育成」に関する要素を含むものであること。
- ② 中長期の経営・事業戦略と紐付けられた人材戦略を有していることを前提とし、当該人材戦略に関連する人的資本投資として共同講座が位置付けられ、その目的及び内容が人材戦略に沿って設計されていること。
- ③ 共同講座の参加者について、以下の(i)～(iv)のいずれかに該当する者が 20 名以上想

定されていること^{※1}。ただし、共同講座の参加者が(i)又は(ii)のみで構成される場合においては、上記の要件に加え、当該共同講座の総活動時間のうち一定時間以上^{※2}が(i)又は(ii)以外の者に対しても開放されていること（例えば、当該共同講座の参加者以外の聴講が認められていること）^{※3}^{※4}。

- (i) 学生
 - (ii) 補助対象事業者の従業員
 - (iii) 補助対象事業者の子会社・関連会社等の従業員
 - (iv) 業界団体が補助対象事業者である場合の会員の従業員、補助対象事業者と共同して事業を遂行する企業の従業員、その他の補助対象事業者の事業に密接に関係する者
- ④ 補助対象事業者が共同講座の設置・運営に係る経費の一部又は全部を拠出していること。
 - ⑤ 共同講座の担当者として、高等教育機関に所属する常勤教員が置かれていること。
 - ⑥ 予算成立日(2023年11月29日)以降に共同講座を設置することを合意していること。
 - ⑦ 共同講座の総活動時間が15時間以上であること。

(処遇反映枠要件)

基本要件に加えて、下記の要件をいずれも満たすこと。

- ① 共同講座の参加者について、原則として10名以上^{※5}の従業員等が含まれること。
- ② 共同講座の設置と合わせて、従業員等の共同講座を通じたリスクリミングの成果等を評価し、共同講座終了後1年以内を目処に昇進・昇給等の従業員等の処遇へ反映すること。また、これを社内の就業規則等で規定し、当該措置について、共同講座の実施に先立ち従業員等へ周知すること^{※6}。

※1 (ii)～(iv)に該当する者を総称して、「従業員等」という。

※2 少なくとも1.5～3時間程度を想定。

※3 (iii)又は(iv)に該当する者のほか、一般の者に共同講座を開放する場合を含む。

※4 講義等の性質上、企業秘密を講義等の内容として取り扱う場合等、参加者の範囲を限定する必要性が認められる場合を除く。

※5 従業員数が100名以下である場合には、自ら雇用する従業員数の10%以上。

※6 処遇への反映方法については、原則として下記のA又はBによることを想定している（複数の企業等から従業員等が受講する場合には、当該企業等の内、合計10名以上の従業員等の派遣元となる一つ又は複数の企業等において、本要件を満たせば良いものとする）。

A 講座の履修状況・成績等を踏まえ、昇進・昇給を実施する

(例1) 労働協約又は就業規則その他の社内規程等において、講座の履修状況・成績又は講座受講後の能力向上・行動変容を昇進又は昇給の要件として規定する。

(例2) 職務記述書等に特定のポストの要件として、講座の履修状況・成績等を位置づけた上で、当該ポストについて社内公募を行い、結果としてポストに採用された者の昇進又は昇給を実現する。

B 講座を受講し、一定の履修状況・成績等を満たした者に一時金を支給する

(例) 労働協約又は就業規則その他の社内規程等において、一定の履修状況・成績等を満たした者に一時金を支給することを規定する。

4 公募期間

補正予算を迅速に執行する必要があることから、経済産業省担当者の指示を踏まえて決定することとします。

5 補助予定件数

25件程度（1件あたりの補助申請額によっては増減する場合があります。）

6 補助対象経費

下表のとおりとします。

費目	概要
共同講座運営費	共同講座の設置に当たって高等教育機関に協力を依頼する際に支払う費用（共同講座全体の設計・監修に係る費用含む）
人件費	共同講座の設計・運営に係る補助対象事業者の従業員等の人件費（共同講座運営費で支出するものを除く）
委託費・外注費	共同講座の設計・運営に必要な業務を外注・委託する費用（共同講座運営費及び人件費で支出するものを除く）
備品・機材導入費	共同講座の運営に必要な備品・機材等を購入・リース等する費用（共同講座運営費で支出するものを除く）
その他諸経費	その他事業を行うために特に必要と認められる諸経費

以上